

安来市市産木材利用促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、市産木材の利用を促進し、地域の林業活性化、木材産業の振興及び雇用創出を図るため、安来市市産木材利用促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、安来市補助金等交付規則（平成16年安来市規則第53号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市産木材 市内の森林で生産され、島根県木材協会安来支部（以下「木協支部」という。）の会員が市内で製材又は加工した木材をいう。
- (2) 住宅等 自らが居住又は使用する住宅及び住宅付属建物をいう。
- (3) 住宅付属建物 住宅と同一敷地内にあつて、住宅と構造を別にする倉庫、車庫、便所などの独立して居住し得ない建築物をいう。
- (4) 新築 居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅等を新たに建てることをいう。
- (5) 増改築 既存の住宅等の床面積を増加させること又は既存の住宅等の一部若しくは全部を除却し、これと用途、規模及び構造が同一の住宅等を建てることをいう。
- (6) 修繕 老朽化又は棄損した住宅等の機能の一部又は全部を回復させるために住宅等の改装工事を行うものをいう。
- (7) リフォーム 既存の住宅等の床面積を変更せずに、住宅等の内装及び外装又は外構の改装工事を行うものをいう。
- (8) 建築用材 住宅等の新築、増改築、修繕又はリフォームのために使用する全ての木材とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内に住宅等を新築、増改築、修繕又はリフォーム（以下「新築工事等」という。）を行う者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 市内に住所を有する者（住宅等の新築工事等に伴い市内に転入する予定である者を含む。）

(2) 同一世帯に属する者全員が、市税の滞納がないこと。

(補助対象)

第4条 補助金の交付の対象となる新築工事等（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 建築用材として使用する市産木材の使用量が1 m³以上であること。

(2) 補助対象者又は同一世帯に属する者の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記した住宅等であること。

(補助金の額及び限度額)

第5条 補助金の額は、建築用材に使用する市産木材（小数点以下第2位を切り捨てた数値）に1 m³当たり3万円を乗じて得た額とする。ただし、1戸当たり30万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、市産木材利用促進補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 新築又は増改築の場合 次に掲げる書類

ア 建築確認済証又は建築工事届の写し

イ 市産木材使用量が確認できる工事契約書又は見積書の写し

ウ 設計図（平面図）の写し

エ 世帯全員の住民票

オ 市税の滞納がないことを証明する書類（住宅等の新築又は取得に伴い市内に転入する予定である者については、在住市町村において賦課された税の滞納がないことを証明する書類）

(2) 修繕又はリフォームの場合 次に掲げる書類

ア 市産木材使用量が確認できる工事契約書又は見積書の写し

イ 設計図（平面図、見取り図等）の写し

ウ 施工前の工事箇所写真

エ 世帯全員の住民票

オ 市税の滞納がないことを証明する書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、市産木材利用促進補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者へ通知し、補助金を交付しないことを決定したときは、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市産木材利用促進補助金実績報告書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長へ提出するものとする。

- (1) 木協支部の会員が作成する安来市産木材使用証明書(様式第3号)
- (2) 木材市場又は市内素材生産者が発行する木材取扱票の写し(出荷年月日及び購入者が分かるもの)
- (3) 市産木材の納材時の現場写真、住宅等の工事中及び完了後の写真(修繕又はリフォームの場合は、施工箇所の分かるもの)

(補助金等の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けた場合においては、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、市産木材利用促進補助金確定通知書(様式第5号)を当該補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定等の取り消し)

第10条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定額の全部又は一部を取り消すものとする。

(書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業にかかる証拠書類等を補助金の交付の決定の日属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に、この告示の規定に基づき補助金の交付決定がなされたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月23日告示第60号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第65号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。